



## 公示

2006年12月8日

### 中央委員会の開催について

島根大学職員組合  
中央委員会議長 大島朗伸

下記のとおり中央委員会を開催いたします。  
各支部5名の中央委員の出席を求めます。

オブザーバー参加を歓迎します。

10月から行ってきた要求集約を団体交渉につなげる非常に重要な会議です。多数の組合員による討議を行いましょう。

#### 記

日時：2006年12月19日(火) 18:00から(1時間程度を予定)

場所：法文学部棟2階多目的室

議題：

1. 「2006年度島根大学職員組合重点要求項目(案)」について
2. 「2006年度団体交渉の進め方について(案)」について
3. その他

### 教育基本法改定に対する意見をいただきました

教育に携わる或いは教育機関で働く私たちが教育基本法についての意見を言うことは責務であると考えます。黙っていても賛意と取られます。教育基本法は憲法に基づいて制定されており、現憲法と相容れない改正案は整合性が取れません。まず憲法を改正してから教育基本法を変えるのが筋でしょう。あちこちで公聴会が開かれ賛否両論(というより陳述希望者は圧倒的に否定者が多い)がある現状や政府が「国民が賛成している拠り所」としているタウンミーティングがあつたありさまでなぜ急ぐ必要があるのか(数で压せる今だからですが)。いじめの問題にしてもいじめの犯人探しや懲罰論よりも、今日の加害者が明日の被害者(またその逆)に皆がなり得る現状はなぜ起こっているのかを探ろうとしないような政府が作った改正案では子供の未来は無いです。いじめは日々の鬱積したストレスが原因であって、国連からも幾度となく是正を指摘勧告されている世界でも稀な歪な競争環境を直す事がまず先決です。新聞社説も否定論・慎重論が圧倒的です。数年後、子供になぜあんな法律を通させたのか反対はしなかったのかと問われて皆さんはまともに返答できますか？

# 教育基本法改定問題について私の意見

植松健一(法文学部・憲法学)

法律の制定・改廃には正当な理由と、それを合理的に裏付ける社会的現実(立法事実)が必要です。ところが今回の教育基本法改定案には、合理的な立法事実を全く欠いています。文科省は、子どものモラル・向学意識の低下、家庭・地域の教育力低下、若者雇用の深刻化を指摘した上で、教育の抜本的改革には基本法改定が必要なのだと説明します。しかし、抽象的・理念的側面の強い基本法の文言をいじくったからとて、いじめ、ひきこもり、若年雇用の問題が解決するはずもないでしょう(そんな簡単な話ならば教育学者も心理学者も経済学者も不要です)。この改定理由のいい加減さだけでも、基本法改定は不必要な作業だと断定できるでしょう。それとも文科省は、上記立法事実とは別の「真の目的」(例えば愛国心教育の強制、教員への管理統制強化など)を隠しているのでしょうか。だとすれば、改定は不必要にとどまらず有害です。

「突っ込みどころ」の多い改定案ですが、前文の一文を「平和を希求し」から「正義を希求し」と書き換えた点が特に気になります。とかく国家が語る「正義」ほど怪しいものはないし、教育への「不当な支配」は「正義」の名でこそ行われやすいからです。

## 教研集会のご案内

くみあいニュース第8号にて、すでにお知らせしていました教研集会について、場所が確定しましたのでお知らせいたします。

### 平成 18 年度島根大学職員組合教研集会

テーマ:「法人化後3年を迎えて 要求集約アンケートからみえる問題点」(仮)

日時:12月22日(金)18:00~20:00

場所:大学会館 集会室3&4

内容:1:中央執行委員会からの挨拶とテーマ設定の説明(5分程度)  
2:テーマに沿って、各支部・専門部からの発表(各15分以内)  
3:総合討論



## 組合「大忘年会」を行います!

12月22日の教研集会終了後、大忘年会を開催します。詳細については、近々、改めてメールにてご連絡いたします。ふるってご参加下さい。

日時:12月22日(金)20:00~(教研集会後)

場所:未定(大学の近くを予定)

## 2006年度中央執行委員会 活動だより(11/22~12/5)

11/22:くみあいニュース第8号発行

11/28:第11回中央執行委員会

11/30:要求集約プロジェクト会議

12/1:くみあいニュース第9号発行

12/2~3:全大教青年部総会 職員支部(教育学部)近藤氏参加

12/4:四役会議

12/5:第12回中央執行委員会

12/6:県国公幹事会参加(竹永委員長)

